第明三治二十五種郵便物認可

**平成２２年（フ）第９５号**
鹿児島県霧島市隼人町神宮６丁目６番３号紀ノ住宅10号
債務者　小牧　軍治
1　決定年月日時　平成22年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

**平成２２年（フ）第９６号**
鹿児島県姶良市西餅田1934番地17
債務者　金田　宏治
1　決定年月日時　平成22年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

**平成２２年（フ）第９７号**
鹿児島県姶良市西餅田1934番地17
債務者　高橋　紀子
1　決定年月日時　平成22年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

**平成２２年（フ）第９８号**
鹿児島県姶良郡湧水町北方2230番地
債務者　宿口　　勇
1　決定年月日時　平成22年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

**平成２２年（フ）第９９号**
鹿児島県姶良市西姶良１丁目38番Ｆ101号
債務者　古賀　智子
1　決定年月日時　平成22年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

**平成２２年（フ）第１１１号**
長野県松本市庄内３丁目３番31号　林アパート
債務者　松澤　正人
1　決定年月日時　平成22年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
長野地方裁判所松本支部

**平成２２年（フ）第１２５号**
長野県松本市井川城３丁目５番26号　ポポロハイム105
債務者　石田　　晃
1　決定年月日時　平成22年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
長野地方裁判所松本支部

**平成２２年（フ）第１４２号**
長野県松本市高宮北１番15号　永井アパート101
債務者　山﨑　香澄
1　決定年月日時　平成22年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
長野地方裁判所松本支部

**平成２２年（フ）第５６号**
長野県諏訪市湖岸通り２丁目４番12号
債務者　笠原　秀章
1　決定年月日時　平成22年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
長野地方裁判所諏訪支部

**平成２２年（フ）第１５号**
静岡県賀茂郡松崎町岩科南側933番地の１
債務者　菊池　寿治
1　決定年月日時　平成22年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
静岡地方裁判所下田支部

**平成２２年（フ）第１６号**
静岡県賀茂郡松崎町岩科南側933番地の１
債務者　菊池ゆかり
1　決定年月日時　平成22年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
静岡地方裁判所下田支部

**平成２２年（フ）第２８号**
京都府船井郡京丹波町中台南垣内55番地３
債務者　竹岡　嘉幹
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

**平成２２年（フ）第４９号**
山口県熊毛郡田布施町大字麻郷2896番地
債務者　告山　重男
1　決定年月日時　平成22年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
山口地方裁判所岩国支部

**平成２２年（フ）第１４号**
京都市南区西九条森本町65番地　洛陽交運株式会社内、申立時の住所高知市鴨部３丁目６番20号
債務者　山岡　　純
1　決定年月日時　平成22年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２２年（フ）第２３８号**
高知県吾川郡いの町神谷1847番地
債務者　坂本　明美
1　決定年月日時　平成22年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２２年（フ）第３５７号**
高知市横浜新町２丁目102番地　県住横浜団地Ｒ７―401
債務者　川上　利江
1　決定年月日時　平成22年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２２年（フ）第３５８号**
高知市横浜新町２丁目102番地　県住横浜団地Ｒ７―401
債務者　川上　利一
1　決定年月日時　平成22年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
高知地方裁判所破産係